(郵便物認可)　(本號六面)　明治二十三年五月廿一日　(定價金七錢)

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千六百六十一號　明治廿三年五月廿一日　水曜日
書曆庚寅四月三日　(壬寅)
日出午前四時三十三分　月入午後六時七十二分
朔望午前九時零一十六分　月出午前十時四十分　月入午後七時零三分
(西曆一千八百九十年)

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一百月賃金五十錢〇三百月賃金一圓五十錢〇六箇月賃金三圓〇一箇年賃金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて送送スルモノに限り右定價ノ外に一箇月十五錢ノ郵送料を申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行に付	十二錢	十一錢	十錢五厘

時事新報は毎月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

擬撃騒ぎ

國會議員撃撃の期限も愈々切近したるに付き各地方の候補者撃撃者の歓奔狂走は更に一層の甚しきを加へ新聞紙上の奇談も隨分少なからざるが如し抑も議員撃撃の競爭は公明正大男子の爭にして撃撃者は眞實銘々の利害を代表する天晴の代議士を出さんとして爭ひ候補者は其名譽の爲め將た其當用の爲めに競爭者と爭ふものなれば其事たるや青天白日更に遺憾する所あるも可しと雖も其爭はして正當の區域に止まる限りは傍より喜憂を容るる可きに非ずと雖も極端に走り易きは人情の常にして申しあがら日本人の政治上に於ける競爭は一種異常の熱氣を帶ぶるものゝ如し從來府縣會議員の撃撃に於てさへ非常の爭をなし時としては之が爲めに死傷者を生じたるの例もなきにあらず況して其事の大なる國會議員の撃撃爭に至りては若は一層激しき者と意料せざる可らず故に其爭の爲めに如何なる現象を見る可きやと云ふに或傷害を生ずるが如きは暫く例外とし第一の入用は金錢にして之れが爲めに日本國内にて消費する所の金錢は夥しき高に上るとおらん然り而して撃撃者は祭禮騒ぎに異なり祭禮は一時の慰みにして金を費すも之を以て町村少年の情を慰むれば夫にて可なりと雖も議員撃撃の事たる人民銘々の利害に關するは勿論之れを大にしては國の體面にも係るものなれば唯一時の費を以て止む可きにあらず昨年憲法の發布せらるゝや西洋の諸國にても之を傳聞し新聞紙上などに覓角の議論少からずして之を東洋の一奇事と見做し隨て大實無の盛行に著目する事なれば本年の選撃騒ぎより國會の開場に關する出來事は專ら國内の人心を動かすのみならず遠く西洋諸國人の耳目にも映響して一々候等の記事を上るゝと勿論ある可く即ち此事に關する日本人民の動靜は廣く世界一般の評判となり隨て國の體面にも之に由て生ずる利の次第なれば決して等閑一樣の觀察にはあらず金を費し手間を費したる上にて其結果は國家の幸福なる本利益と實に之のみならず世界各國人の口の端に掛かり國の體面を汚するが如きことも もしならば其本人民の不名譽は之のみならずと云へば強て強者も強者にて能く其國民に強て撃撃して騒擾騒ぎの如く一時の興に乗ずるみとを止め折角費したる金錢と手間とをして國の不評判を買ふが如きの不體裁あらしめん事を期せざる可らざるなり

官報

○府縣制の誤字　昨日の本欄府縣制第六十條中納税者の下力の字は衍なりと昨日の官報に是正したり

朕日本帝國領事規則を裁可し玆に之を公布せしむ此規則へ明治二十三年七月一日より施行スヘキコトを命ス

御名御璽

明治廿三年五月十九日

勅令第八十號

日本帝國領事規則

第一條　領事へ日本帝國ノ利益ヲ保護奬勵シ日本ト駐在國トノ間ニ締結セル條約ノ施行ヲ視察シ日本臣民並ニ日本ト友好アル外國ノ臣民ヨリ倩賴アルトキハ之ニ相當ノ勸告若クハ保護ヲ與フヘシ」領事ノ諸般ノ事務ヲ執行スル當テハ日本ノ法律及命令ニ準據スヘシ但特別ノ條約又ハ慣例アル國ニ駐在スル者ノ外駐在國ニ於テ日本臣民ノ爲メ名簿ヲ備置キ日本臣民ヨリ居住、婚姻、出生、死亡ノ屆出ヲ受ケタルトキハ之ヲ其名簿ニ登錄スヘシ其請求アルトキハ右事項ニ關シ證明書ヲ付與スヘシ〇第三條　領事ハ駐在國ニ於テ日本臣民死亡ノ際其遺留財産ヲ相續スヘキ者不在ナルカ又ハ其他ノ事故アリテ遺留財産ニ危險アルトキハ之ヲ保護スルノ手續ヲ爲スヘシ〇第四條　領事ハ駐在國ニ於テ救助ヲ要スル日本臣民アルトキハ之ニ一時ノ救助ヲ爲シ若クハ之ヲ本邦ニ送還スヘシ〇第五條　領事ハ必要アルトキハ日本軍艦ニ對シ必要ノ救助ヲ爲シ特ニ其旅券ヲ付與スヘシ〇第六條　領事ハ駐在國ニ於テ日本海軍艦船乗組員脱走シタルトキハ艦船長ノ要求ニ依リ其逃捕ヲ駐在國ノ官廳ニ照會スヘシ〇第七條　領事ハ駐在國ヨリ與フル救助ヲ監視スヘシ〇第八條　領事ハ日本船舶及船舶會社ヲ駐在國ニ於テ日本船舶ノ海員雇入屆止定約ヲ公認スヘシ〇第九條　領事ハ駐在國ニ於テ救助ヲ要スル日本臣民アルトキハ其事情ヲ公認スヘシ〇第十條　領事ハ駐在國ニ於テ日本船舶ノ船長ヲ公認スヘシ〇第十一條　領事ハ駐在國ニ於テ日本船舶諸證書ヲ領事ノ保管ニ附スヘシ〇第十二條　領事ハ日本臣民ニ旅券ヲ付與シ及其旅券ヲ査證ヲ爲シ若クハ之ヲ本邦ニ送還スヘシ〇第十三條　領事ハ駐在國ノ官廳ヨリ發セル證書ノ署名謄本ヲ得〇第十四條　領事ハ駐在國ノ官廳ニ屆會スルコトヲ得〇第十五條　領事ハ駐在國ニ於テ日本船舶ノ海員脱走シタルトキハ船長ノ申出ニ依リ其復役ヲ强制スル爲メ駐在國ノ官廳ニ屆會スルコトヲ得〇第十六條　日本船舶ノ船長疾病、死亡其他ノ事故ニ由リ船舶ノ指揮運轉ニ支障ヲ生シタルトキハ領事ハ其船舶關係人ノ申出ニ依リ臨ニ船長ヲ選定スルコトヲ得〇第十七條　船舶若クハ貨物ニ關シ海事裁判權ヲ行フヘシ〇第十八條　領事ハ日本臣民ト外國人トノ間ニ生シタル民事上ノ爭訟ニ關シ調解ノ勸誘ヲ受ケタルトキハ之ヲ勸解スルコトヲ得〇第十九條　領事ハ日本人ノ不名譽ノ事ニ關シ調査スルトキハ其事情ヲ査證スルコトヲ得〇第二十條　領事ハ日本軍艦ニ對シ助ヲ要求スルコトヲ得〇第二十一條　領事ハ此規則ニ掲クル領事手數料及出張入費表目ニ據リ手數料及出張入費ヲ徴收スヘシ但別ニ法律規則ノ明文アル事項ニ付テハ其規定ニ從フヘシ〇第二十二條　表目第一第二ノ手數料ハ其關係者無資力ナル場合ニ於テハ之ヲ免除スルコトヲ得」第三ノ手數料ハ遺留財産ノ價額五十圓未滿ナルトキハ之ヲ免除ス〇第二十三條　領事ノ取扱ヲ願出タル後中途ニシテ之ヲ駁下ルトキハ其手數料ノ半額ヲ徴收スヘシ〇第二十四條　外國人ヲ以テ證明書ヲ付與シタルトキハ規定ノ手數料ニ十分ノ五ヲ增課スヘシ」飜譯ヲ要スルモノアルトキハ更ニ其實費ヲ拂ハシムヘシ〇第二十五條　各地ノ法律規制又ハ慣例ニ依リ領事ノ爲ニ明文ヲ以テ其地ノ慣例ニ從ヒ五圓以内ノ手數料ヲ徴收スヘシ〇第二十六條　日本臣民ノ願出ニ依リ領事館所在地外ニ出張シテ事務ノ取扱ヲ要スルトキハ規定ノ手數料ノ外其出張入費ヲ出願人ヨリ拂ハシムヘシ〇第二十七條　領事ノ裁判權執行ニ付テハ民事訴訟用印紙規則ヲ適用スヘシ〇第二十八條　領事ハ其職務上ノ事項ニ付外務大臣ニ報告スヘシ〇第二十九條　領事ハ本邦他官廳ノ往復文書ハ開封ニテ外務省ヲ經由スヘキモノトス但緊急ノ場合ニ於テ直接ノ通信ヲ爲シタルトキハ次便ヲ以テ其寫ヲ外務大臣ニ送達スヘシ〇第三十條　此規則ニ於テ領事ト稱スルハ總領事領事又ハ其代理及ヒ委任狀ヲ有スル副領事又ハ其代理ヲ云フ

領事手數料及出張入費表目

一　居住、婚姻、出生、死亡ノ屆出登錄　二十錢
二　同上證明書　五十錢
三　遺留財産取調書及封印、保管、公賣
價額五百圓以下　百分一
但最少額二圓
價額五百圓以上　二百分一
但最多額二十圓
四　旅券　二圓
五　同上査證　一圓
六　船舶報告　一圓
七　船舶證書　五圓
八　同上謄寫　一圓
九　船舶出入港屆出及船舶證書保管　五圓
十　船舶賣却及抵當ノ公認　四圓
十一　國旗掲揚ノ認可書　四圓
十二　脱走船員雇役取扱　二圓
雇賃者給金一月分ノ百分一　二圓

朕大隊區司令部條例中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿三年五月十九日

陸軍大臣伯爵大山巌

勅令第八十一號

明治二十一年(五月)勅令第二十九號大隊區司令部條例第六條中「宮津」ヲ「福知山」ニ「八代」ヲ「大分」ニ改ム

○府縣制(前號の續)

第五章　監督

第八十一條　府縣ノ行政ハ內務大臣之ヲ監督ス〇第八十二條　府縣ノ行政ニ關スル訴願ハ其事件ノ處分若ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以內ニ其理由ヲ具シテ內務大臣ニ提出スヘシ」此法律ニ指定スル場合ニ於テ府縣知事ノ處分又ハ府縣參事會ノ裁決ニ不服アリテ行政裁判所ニ出訴セントスル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以內ニ出訴スヘシ」行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得〇第八十三條　內務大臣ハ府縣行政ノ法律命令ニ違背シタルトキハ其事務執行ヲ監視スヘシ內務大臣ノ之カ爲行政事務ニ關シテ報告ヲ爲サシメ證據及決議等ノ謄寫ヲ徵シ幷ニ實地ニ就テ事務ノ現況ヲ視察シ出納檢閲スルノ權ヲ有ス〇第八十四條　府縣會又ハ府縣參事會ノ議決公益ヲ害スト認ムルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議セシメ又其議決ヲ改メサルトキハ直ニ內務大臣ニ具狀シテ執行ヲ請フヘシ」府縣會又ハ府縣參事會ノ議決其權限ヲ超ユル又ハ日本軍艦ニ對助ヲ要求スルコトヲ得〇第二十一條　領事ハ此規則ニ掲クル領事手數料及出張入費ヲ徵收スヘシ但別ニ法律規則ノ明文アル事項ニ付テハ其規定ニ從フヘシ〇第二十二條　表目第一第二ノ手數料ハ其關係者無資力ナル場合ニ於テハ之ヲ免除スルコトヲ得」第三ノ手數料ハ遺留財産ノ價額五十圓未滿ナルトキハ之ヲ免除ス〇第二十三條　領事ノ取扱ヲ願出タル後中途ニシテ之ヲ駁下ルトキハ其手數料ノ半額ヲ徵收スヘシ〇第二十四條　外國人ヲ以テ證明書ヲ付與シタルトキハ規定ノ手數料ニ十分ノ五ヲ增課スヘシ」飜譯ヲ要スルモノアルトキハ更ニ其實費ヲ拂ハシムヘシ〇第二十五條　各地ノ法律規制又ハ慣例ニ依リ領事ノ爲明文ヲ以テ其地ノ慣例ニ從ヒ五圓以內ノ手數料ヲ徵收スヘシ〇第二十六條　日本臣民ノ願出ニ依リ領事館所在地外ニ出張シテ事務ノ取扱ヲ要スルトキハ規定ノ手數料ノ外其出張入費ヲ出願人ヨリ拂ハシムヘシ〇第二十七條　領事ノ裁判權執行ニ付テハ民事訴訟用印紙規則ヲ適用スヘシ〇第二十八條　領事ハ其職務上ノ事項ニ付外務大臣ニ報告スヘシ〇第二十九條　領事ハ本邦他官廳ノ往復文書ハ開封ニテ外務省ヲ經由スヘキモノトス但緊急ノ場合ニ於テ直接ノ通信ヲ爲シタルトキハ次便ヲ以テ其寫ヲ外務大臣ニ送達スヘシ〇第三十條　此規則ニ於テ領事ト稱スルハ總領事領事又ハ其代理及ヒ委任狀ヲ有スル副領事又ハ其代理ヲ云フ

第九十二條　第六章　雜

第二項ニ依リ行政裁判所ニ出訴セントスル事件ハ訴願ニ依リ其旅券ノ查證ヲ爲スコトヲ得〇第十三條　領事ハ日本船舶及日本人ノ爲メ官廳ニ照會スヘシ〇第十四條　領事ハ駐在國ノ官廳ヨリ發セル證書ノ署名謄本ヲ得〇第十五條　領事ハ駐在國ニ於テ日本船舶ノ海員脱走シタルトキハ船長ノ申出ニ依リ其復役ヲ强制スル爲メ駐在國ノ官廳ニ屆會スルコトヲ得〇第十六條　日本船舶ノ船長疾病、死亡其他ノ事故ニ由リ船舶ノ指揮運轉ニ支障ヲ生シタルトキハ領事ハ其船舶關係人ノ申出ニ依リ臨ニ船長ヲ選定スルコトヲ得〇第十七條　船舶若クハ貨物ニ關シ海事裁判權ヲ行フヘシ〇第十八條　領事ハ日本臣民ト外國人トノ間ニ生シタル民事上ノ爭訟ニ關シ調解ノ勸誘ヲ受ケタルトキハ之ヲ勸解スルコトヲ得〇第十九條　領事ハ日本人ノ不名譽ノ事ニ關シ調査スルトキハ其事情ヲ査證スルコトヲ得〇第二十條　領事ハ日本軍艦ニ對シ